

平成 26 年 6 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 オ プ ト ロ ム
代表者名 代表取締役社長 三浦 一博
(コード番号：7824 名証セントレックス)
問合せ先 執行役員経営企画室長大村安孝
(電話番号 022 - 392 - 3711)

新株予約権（ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 6 月 12 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社の取締役に対して発行する、第 5 回、第 6 回新株予約権（ストック・オプション）の募集事項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案を、下記のとおり平成 26 年 6 月 30 日開催予定の第 28 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループは、平成 27 年 3 月期において債務超過解消を目指し、持続的な収益確保へのコミットメントを一層強め、当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役に対して、新株予約権を発行するものであります。

II. 第 5 回新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

割当日において当社に在任する取締役

(2) 新株予約権と引換えに払込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払いこむことを要しないものとする。

(3) 新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

i) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 800,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に株式の数の調整をすることができる。

なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

ii) 新株予約権1個あたりの目的となる株式の数

新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、1株とする。ただし、上記i)に定める新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、上記①ii)に定める本新株予約権1個あたりの株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、1円とする。なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}$$

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の行使価額についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる0.01円未満の端数は切り上げる。

③新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)

平成28年7月1日から平成38年6月30日までとする。

④増加する資本金及び資本準備金に関する事項

i) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第

17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- ii) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i)記載の資本金等増加限度額から、上記i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑥新株予約権の行使の条件

- i) 本新株予約権の権利者（以下、「本新株予約権者」という。）の相続人は、相続した本新株予約権を行使することはできない。
- ii) 本新株予約権者は、割当日から権利行使時までの間継続的に、当社の取締役であることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。
- iii) 当社が本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には行使できない。
- iv) 本新株予約権者は、平成27年3月期における決算期において、債務超過解消（監査済みの当社連結貸借対照表に記載の純資産額が0円を超過、以下「業績判定水準」という。）を達成した場合、割当てられた本新株予約権のうち、全ての本新株予約権の個数を本新株予約権の平成28年7月1日から平成38年6月30日まで行使することが出来る。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や名古屋証券取引所（以下、「名証」という。）の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が本新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

⑦新株予約権の取得に関する事項

- i) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画書承認の議案、または当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書もしくは新設分割計画書承認の議案について当社の株主総会で承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- ii) 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記(3)⑥に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- iii) 本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

⑧組織再編行為の際の募集新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式

移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(3)①に準じて決定する。

iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(3)②で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記iii)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

v) 新株予約権を行使することができる期間

上記(3)③に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記(3)③に定める行使期間の末日までとする。

vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(3)④に準じて決定する。

vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

viii) その他新株予約権の行使の条件

上記(3)⑥に準じて決定する。

ix) 新株予約権の取得事由及び条件

上記(3)⑦に準じて決定する。

x) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

⑨新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

(4) 新株予約権の数

800,000個を上限とする。

(5) 新株予約権の割当日

当社取締役会において定めるものとする。

(6) その他本新株予約権の募集事項については、別途開催される当社取締役会において定めるものとする。

Ⅲ 第6回新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

割当日において当社に在任する取締役

(2) 新株予約権と引換えに払込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払いこむ金額は、割当日における本新株予約権1個当たりの公正価値に、本新株予約権の総数(4,000,000個)を乗じた金額とします。本新株予約権の公正価値は、適用すべき諸条件(割当日における株価、権利行使価額、ボラティリティ、配当率、リスクフリーレート、権利行使期間、行使の条件)をもとに2項ツリーモデルを用いて算定する。なお、本新株予約権の公正価値は、第三者評価機関(タレス・トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社)の評価結果を参考にする。

(3) 新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

i) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数又はその数の算定方法

当社普通株式4,000,000株を上限とする。

なお、本新株予約権の割当日において、本新株予約権の発行価額(払込金額)の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額が99,200,000円以上に達することが見込まれる場合には、本新株予約権の発行価額(払込金額)の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額が99,200,000円未満になるように次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整する。

調整後株式数 = $99,200,000 \text{ 円} \div \{ \text{本新株予約権 1 個当たりの発行価額 (払込金額)} + \text{本新株予約権の割当日の名古屋証券取引所 (以下、「名証」という。)} \text{ における当社普通株式の終値 (取引が成立しない場合はその前日以前の取引が成立した取引日のうち本新株予約権の割当日に最も近い日の終値)} \} - 1$

上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に株式の数の調整をすることができる。

なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

ii) 新株予約権1個あたりの目的となる株式の数

新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、1株とする。ただし、上記i)に定める新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以

下、「行使価額」という。)に、上記①ii)に定める本新株予約権1個あたりの株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の名証における当社普通株式の終値（取引が成立しない場合はその前日以前の取引が成立した取引日のうち本新株予約権の割当日に最も近い日の終値）とする。

なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の行使価額についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

③新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）

平成27年7月1日から平成30年6月30日までとする。

④増加する資本金及び資本準備金に関する事項

i) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ii) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i)記載の資本金等増加限度額から、上記i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑥新株予約権の行使の条件

- i) 本新株予約権の権利者（以下、「本新株予約権者」という。）の相続人は、相続した本新株予約権を行使することはできない。
- ii) 本新株予約権者は、割当日から権利行使時までの間継続的に、当社または連結子会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。
- iii) 当社が本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には行使できない。
- iv) 本新株予約権者は、平成 27 年 3 月期における決算期において、債務超過解消（監査済みの当社連結貸借対照表に記載の純資産額が 0 円を超過、以下「業績判定水準」という。）を達成した場合、割当てられた本新株予約権のうち、全ての本新株予約権の個数を本新株予約権の平成 27 年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日まで行使することが出来る。
- v) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に名証における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額の 30% を乗じた価格を下回った場合、本新株予約権者は、残存する全ての本新株予約権を行使できないものとする。
また、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に名証における当社普通株式の普通取引終値が行使価額の 300% を乗じた価格を上回る事ができれば、本新株予約権者は、残存する全ての本新株予約権を行使できるものとする。
ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や名証の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が本新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

⑦新株予約権の取得に関する事項

- i) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画書承認の議案、または当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書もしくは新設分割計画書承認の議案について当社の株主総会で承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- ii) 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記（3）⑥に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- iii) 本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

⑧組織再編行為の際の募集新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発

生日に本募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(3)①に準じて決定する。
- iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(3)②で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記iii)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- v) 新株予約権を行使することができる期間
上記(3)③に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記(3)③に定める行使期間の末日までとする。
- vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(3)④に準じて決定する。
- vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- viii) その他新株予約権の行使の条件
上記(3)⑥に準じて決定する。
- ix) 新株予約権の取得事由及び条件
上記(3)⑦に準じて決定する。
- x) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

⑨新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

(4) 新株予約権の数

4,000,000個を上限とする。

(5) 新株予約権の割当日

当社取締役会において定めるものとする。

(6) その他

本新株予約権の募集事項については、別途開催される当社取締役会において定めるものとする。

以上